

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 15 回 2016 年 4 月

クロスボーダー電子商取引(越境 EC)・ 小売輸入商品及び物品輸入手順に新政策

本アラートの分析対象法規:

- 財政部、国家発展改革委員会、工業信息化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、品質監督検験検疫総局、食品薬品監管総局、国家林業局瀕危物種進出口管理弁公室、国家密碼管理局
2016 年第 40 号公告、2016 年 4 月 6 日公布。
- 税関総署 2016 年第 25 号、第 26 号公告、2016 年 4 月 7 日公布。

背景

中国は、「越境 EC 小売輸入の税收政策に関する通達」(財関税[2016]18 号、以下「18 号通達」)、「入国物品輸入税の調整に関する問題の通達」(税委会[2016]2 号、以下「2 号通達」)を相次いで公布し、越境 EC の小売輸入商品ならびに物品輸入に対する税收政策を調整した。

財政部を含む 11 部門は、この 2 通達の実施を推進するため、2016 年 4 月 6 日付けで輸出入実務に対する運用問題を明確にして、「越境 EC 小売輸入商品リストの公布に関する公告」(以下「40 号公告」)を共同して公布した。

また、税関総署も、2016 年 4 月 7 日付けで第 25 号「中華人民共和国輸入物品類別表」(以下「25 号公告」)、第 26 号「中華人民共和国輸入物品関税価格表」(「26 号公告」)、「中華人民共和国輸入物品類別表」、「中華人民共和国輸入物品の課税価格表」、「越境 EC 小売輸入商品に関する管理・監督の公告」を相次いで公表した。

これは、越境 EC の発展を妨げてきた輸入税政策、輸入規制、返品手続き及び関連法的責任を明確にした。

主要な内容

一、40 号公告は、越境 EC の小売輸入に対して商品リストにより管理することを明示した。リストの点数は 1,142 品目(8 桁の税コード)あり、主に中国国内で一定量の消費ニーズを有し、かつ関係政府機関の監督・管理の要件を満たし、国際宅配サービス、郵便で輸入可能な日用消費財が中心である。

なお、一部の食品・飲料、衣類・靴類・帽子類、家電製品、同じく一部の化粧品、紙オムツ、おもちゃ、ステンレスボトルが含まれる。企業が、リスト品目を取扱う場合、税関提出に対して許可証の提出は不要となるが、検査検疫の監督管理は従来の規定通りである。また、直接購入した商品は、通関書類の検査、確認が不要となり、インターネットを利用して

購入した保税商品は、「1 線(中国国境)」を越えて保税エリアに入る際の貨物別の通関書類の検査が必要であるが、「2 線(中国税関)」から保税エリアを出る際と同検査・確認は免除された。

二、次いで、26 号公告は、企業管理、通関管理、税徴収管理、物流管理、返品管理を定めている。なお、同公告の発効と同時に税関総署 2014 年第 56 号公告は廃止された。同公告の主要内容は以下である。

- 越境 EC 業務に従事する企業は、所在地管轄の税関に次の資料をあらかじめ提出しなければならない。①営業許可証の副本・写し、②組織機構コード証明書の副本・写し(統一社会信用コードで登録する企業は提出不要)、③企業情況登記表(記入内容は企業組織機構コード又は統一社会信用コード、中文表記による企業名、工商登録地、営業免許登録番号)、法定代表人(会社責任者)、身分証明書の種類、身分証明書番号、税関対応責任者、携帯電話番号、固定電話番号、越境 EC の HP アドレスなど。
- 電子商取引又は電子商取引プラットフォーム、支払、物流の各企業は、越境 EC 小売輸入商品の申告書を提出する前に、越境 EC 税関サービス・プラットフォームに接続して、取引、支払、物流の電子情報の照合が実現できるすべての電子情報を税関に送付しなければならない。
- 宅配業者及び郵政事業者は、電子商取引企業又は支払企業から委託を受け、かつ送付データの真実性に相応した法的責任を負うことを書式承諾を行った後に、取引及び支払の電子情報を税関に送付できる。
- 電子商取引企業若しくは代理人は、「中華人民共和國税関越境 EC 小売輸出入商品申告リスト」(以下、「申告リスト」)を提出しなければならない。輸出する場合は「リストによる商品の検査・引取り、集中申告」の方法で通関手続きを行い、輸入する場合は、「リストによる商品の検査・引取り」方法による通関手続きを行う。
- 18 号通達は、越境 EC 小売輸入商品に対し貨物の種類別に、関税、輸入増値税、消費税が課税されることになり、その課税価格(商品の小売価格、輸送費、保険料を含む)が実際取引価格となる。
- 越境 EC 小売輸入商品の発注者は納税義務者である。そのため、税関に登録された電子商取引、電子商取引プラットフォーム、物流の各企業は、税金の源泉徴収義務者として発注者に代行して納税の義務を履行する。源泉徴収義務者は、税関に越境 EC 小売輸入商品の品目、仕様・型番、税号、実際の取引価格、関連費用など税徴収に対する管理要素を真実かつ正確に申告しなければならない。
- 越境 EC 小売輸入モデルでは、電子商取引企業又は代理人は、商品の返品が認められている。返品は、税関通過の日から 30 日以内に原状のまま、元の監督管理場所に送付すれば税金の納付は免除され、合わせて相応に個人年度取引総額も調整できる。

三、25 号公告は、2 号通達に基づき「中華人民共和國輸入物品類別表」および「中華人民共和國輸入物品の課税価格表」(2012 年第 15 号公告・添付文書)に調整を行い、また商品分類及び課税価格確定の原則は据え置かれ、同公告は 2016 年 4 月 8 日から施行される。

KPMG の所見

- 最近、政府から公布される法律を見ると、中国は、業界の成長に関する主要な問題を整理する決意を示したようである。それは、政策の面でも、また実施の面でも、越境 EC の小売輸入に対する主要な不確実性がほぼ解消され、これからは、産業の健全な成長に向けて基盤を一層固めていくものと予想される。
- 新政策の実施結果を予測すると、越境 EC(企業対消費者-B2C)モデルの輸入面では、製品の参入、通関効率、総合的な税負担、コンプライアンス・マネージメントのいずれにおいても、新たな課題に直面する。このため、クロスボーダーネット販売、非保税の一般貿易によって輸入した後の国内ネット販売、従来からの小売販売(ネット販売以外)など総合的な運営環境は統一化に向かい、各ビジネスモデルにおける公平な競争と優位性が調和して相互補完されるだろう。
- 法律上は、越境 EC 業務に特化した企業の設立は要求していない。また、税関特殊監督管理区におけるビジネス実体の設立という強制的な要求も行わないため、電子商取

引の投資及びリソースの総合的な利用に便益である。このため、第 26 号公告に基づき、越境 EC 業務に直接従事しない企業は、第 26 号公告に基づいて、宅配業者及び郵政事業者に委託して、関連政府機関にデータを伝送し、かつ輸入手続を行うことができることから、専門的なビジネス実体を設立する必要もない。また、同公告にも、ビジネスの実体を税関特殊監督管理区で設立しなければならないとも要求していない。

- ワンストップ代行委託方式の制度化は、海外の電子商取引業者にとって中国市場の開拓の糸口となる。第 26 号公告に基づき、宅配業者及び郵政企業は、電子商取引業者及び支払側企業の委託を受け、伝送データの真実性に相応する法的責任を負うことを書式承諾して、取引や支払などの電子情報を税関に伝送できる。そのため、海外の電子商取引業者は中国でビジネス実体を設立する必要がない。
- 公告の第 40、25、26 号の操作性及び実質的な影響は、現時点では明確ではない。特に「越境 EC 小売輸入商品リスト」における多くの例外的な規定、あるいは未だに明確にされていない検査検疫の要求、「中華人民共和国税関越境 EC 小売輸出入物品申告リスト」の税徴収の管理要素の具体的な要求など、その影響に対する現時点の予測は困難である。

KPMG のご提案

- 関連企業は、自社の実情を合わせて、最近に公布された一連の法律の総合的研究によって、とりわけ法律の施行によって影響が及ぶビジネスコスト、運営効率化、サービス品質、コンプライアンス・リスクなどに対する適時評価を行っておかなければいけない。また、世界の電子商取引市場の成長軌道、政策のマクロ的な傾向、企業の中・長期成長目標に基づいたビジネスモデルの策定及び経営戦略も再検討しておかなければいけない。
- 将来的には、越境 EC の輸入に関する法律は、一部改正される可能性がある。そのため、関連企業は受身ではなく、積極的に注意を払っておくことをご提案する。また、必要な場合、関連政府機関とコミュニケーションを行う、若しくは専門会社からアドバイスを求めるべきである。
- 新政策は、正確な申告を強く奨励しているため、類似する輸入手続きよりも要求が厳しい。そのため、関連企業は十分に注視して、効果的な内部統制システム及びマネジメントシステムを構築し、コンプライアンス違反を回避しなければいけない。
- 企業は、現時点の不確実性に対し、関連政府機関とコミュニケーションを取る、若しくは専門会社からアドバイスを求めるべきである。具体的には、越境 EC 業者の輸入都市の制限の取り消し、または将来的に食品又は化粧品輸入に関する法律の公布予定などの不確実性である。
- 最近に公布された多くの関連法律は、いずれも 4 月 8 日が施行日のため、各輸入モデル及び各税関監督管理場所でも同じく実施した。そのため、出入国旅客、国際郵便又は速達郵便、越境 EC による小売輸入は、一時的に影響が及ぶ可能性があるため関連の組織、企業、個人は注意を怠ってはいけない。
- なお、本アラートでは、関連する規定も多く、かつ紙数の制約もあるため、新政策による輸出に対する影響分析を行っておりません。そのため、ご質問がありましたら、KPMG Advisory (China) Limited まで、お気軽にお問合せください。

貿易及び税関実務チームのお問合せ先

周重山、貿易及び税関実務のパートナー、KPMG China、
010-85087610、ec.zhou@kpmg.com

華北地域

韓滢、ディレクター、貿易及び税関実務チーム、北京、
010-85087627、h.han@kpmg.com

華中地域

董誠、パートナー、貿易及び税関実務チーム、上海、
021-22123410、cheng.dong@kpmg.com

陶蓉蓉、ディレクター、貿易及び税関実務チーム、上海、
021-22123473、rachel.tao@kpmg.com

華南地域

夏穎、シニアマネージャ、貿易及び税関実務チーム、広州、
020-38138674、philip.xia@kpmg.com

楊文成、シニアマネージャ、貿易及び税関実務チーム、広州、
020-38138612、melsson.yang@kpmg.com

香港

許昭淳、パートナー、貿易及び税関実務チーム、香港、
+852-26857815、daniel.hui@kpmg.com

